

岸本町・溝口町合併協議会 第8回会議

日時 平成15年12月10日(水)午後2時から

場所 岸本町農村環境改善センター 多目的ホール

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

- (1) 議員等の定数及び任期小委員会の審議状況について 2
- (2) 協議項目 25 - 15 各種事務事業の取り扱い(健康づくり事業)について . . . 5
- (3) 協議項目 25 - 16 各種事務事業の取り扱い(母子保健事業)について 6
- (4) 協議項目 25 - 21 各種事務事業の取り扱い(障害者福祉事業)について . . . 8

4. 協議事項

- (1) 協議項目 13 広域行政の取り扱いについて 9
- (2) 協議項目 14 公共的団体の取り扱いについて 10
- (3) 協議項目 25 - 6 各種事務事業の取り扱い(出納業務)について 11
- (4) 平成15年度 岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第2号)について . . . 12

5. 提案事項

- (1) 協議項目 8 条例、規則等の取り扱いについて 14
- (2) 協議項目 9 議員定数及び任期の取り扱いについて 15

6. その他

- (1) 次回開催日について

(案) 12月22日(月) 午後2時から 溝口町中央公民館
合併まちづくり計画中間報告

7. 副会長閉会あいさつ

岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河 合 勝	岸本町長
副会長		住 田 圭 成	溝口町長
委員		石 田 保	岸本町助役
	圓 山 和 紀	溝口町助役	
	2号委員 (議会関係)	西 村 忠	岸本町議会
		下 村 有 象	岸本町議会
		西 郷 一 義	岸本町議会
		野 坂 明 典	岸本町議会
		箕 矢 静 人	溝口町議会
		入 江 正 美	溝口町議会
		田 中 宏	溝口町議会
	浦 部 要 右	溝口町議会	
	3号委員 (学識経験者)	池 田 義 則	岸本町学識経験者
		大 前 直	岸本町学識経験者
		山 西 敷	岸本町学識経験者
		秋 田 壽 江	岸本町学識経験者
		白 石 鉄 平	岸本町学識経験者
		中 野 喜 弘	溝口町学識経験者
		松 本 和 三	溝口町学識経験者
		南 葉 正 明	溝口町学識経験者
	監査委員	小 谷 勢 津 子	溝口町学識経験者
大 森 正 人		溝口町学識経験者	
高 塚 一 男		岸本町代表監査委員	
	森 谷 淳	溝口町監査委員	

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長囑託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	斉下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町囑託

報告第 1 号

平成15年12月10日

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝 様

議員等の定数及び任期小委員会 委員長 箕矢 静人

議員等の定数及び任期小委員会第8回会議の審議状況について

このことについて、別紙とおりに報告します。

別紙

議員等の定数及び任期小委員会会議報告書

当委員会では第8回の会議を開催し、協議結果を次のとおり報告します。

1. 協議の経過

第8回会議

開催日時 平成15年11月 16 日(日)午後2時～午後3時30分

開催場所 溝口町中央公民館 中会議室

出席委員 箕矢静人(委員長)、西村 忠(副委員長)、田中 宏、松本和三、
西郷一義、山西 敦

オブザーバー 石田保(岸本町助役)、圓山和紀(溝口町助役)

会議内容

協議事項

議会議員の任期及び定数等について

今までの協議の経過、協議会への申入れの結果を踏まえ、委員個々の意見を確認し、小委員会の結論として全会一致で次のとおり取りまとめた。

○任期は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定による在任特例を適用し、平成17年4月30日までとする。

理由

- ・新町発足時、首長と議員の両方が不在となる空白期間をなくするため。
- ・冬場の降雪等により、選挙活動や投票に支障をきたさないような時期に選挙を行うため。
- ・合併の経過、趣旨を理解した議員が新町発足の過渡期における新町の予算審議を行うため。
- ・選挙時期と3月定例議会とが重複しないよう4月末までの任期とする。

○在任特例期間終了後の議会議員の定数は、16名とする。

理由

- ・合併目的の一つである合理化を図るため、現定数30の約半数とする。
- ・近隣同規模団体との均衡を図る。

○選挙区は設置しない。

次回の小委員会の開催について

当小委員会は今回をもって終了とする。ただし、小委員会で協議する事項が発生した場合には、改めて開催し、協議することとした。

岸本町・溝口町合併協議会協議項目

番号	協議項目	25 各種事務事業の取り扱い一覧			
		25-1	25-2	25-27	25-28
1	合併の方式	財政事務		衛生関係事業	
2	合併の期日	消防防災関係事業		同和人権対策事業	
3	新町の名称	公共交通事業		上水道事業	
4	新町の事務所の位置	負担金の取扱い		下水道事業	
5	財産の取扱い	納税関係業務		土木建設事業	
6	慣行の取扱い	出納業務		農林水産業事業	
7	機構及び組織の取扱い	地域コミュニティ事業		商工業事業	
8	条例、規則等の取扱い	情報通信事業		観光事業	
9	議員定数及び任期の取扱い	地域間交流事業		治山治水事業	
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	女性政策事業		小中学校の通学区 域	
11	特別職の職員の身分の取り扱い	地域開発関係事業		学校教育事業	
12	一般職の職員の身分の取り扱い	交通安全事業		学校給食事業	
13	広域行政の取扱い	広報公聴事業		社会教育事業	
14	公共的団体の取扱い	医療費助成		社会体育事業	
15	消防団の取扱い	健康づくり事業		文化振興事業	
16	地方税の取扱い	母子保健事業		その他	
17	使用料、手数料等の取扱い	老人保健事業			
18	補助金、交付金の取扱い	高齢者福祉事業			
19	字名の取扱い	児童福祉事業			
20	諮問機関の取扱い	母子・父子・寡婦 福祉事業			
21	国民健康保険事業の取扱い	障害者福祉事業			
22	介護保険事業の取扱い	その他福祉事業			
23	電算システムの取扱い	社会福祉協議会			
24	新町建設計画	環境対策事業			
25	各種事務事業の取扱い	窓口業務			
26	郡の所属の取り扱い	保育事業			

報告第2号

協議項目 25-15 各種事務事業の取り扱い（健康づくり事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-15 各種事務事業の取り扱い（健康づくり事業）については、次のとおり調整する。

- 1 健康づくり事業のうち、推進協議会については、合併時に一元化する。（別紙資料P1）
- 2 健康づくり事業のうち、小中学生血液検査事業については、岸本町の例によるものとする。（別紙資料P1）
- 3 健康づくり事業のうち、健康計画策定については、合併後に新たに策定するものとする。（別紙資料P1）
- 4 健康づくり事業のうち、高齢者健康運動教室は、溝口町の例によるものとする。（別紙資料P1）
- 5 健康づくり事業のうち、まめまめサロン（介護予防自主サークル）については、溝口町の例によるものとする。（別紙資料P2）
- 6 健康づくり事業のうち、健康カレンダーについては、合併後に新たな方法を検討するものとする。（別紙資料P2）
- 7 健康づくり事業のうち、健康運動アドバイザー推進事業については、溝口町の例によるものとする。（別紙資料P2）

平成15年12月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議項目 25-16 各種事務事業の取り扱い（母子保健事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-16 各種事務事業の取り扱い（母子保健事業）については、次のとおり調整する。

- 1 母子保健事業のうち、乳幼児健診については、岸本町の例によるものとする。（別添資料P3）
- 2 母子保健事業のうち、1歳6ヶ月健診については、溝口町の例によるものとする。（別添資料P3）
- 3 母子保健事業のうち、2歳健診については、合併時に廃止するものとする。（別添資料P3）
- 4 母子保健事業のうち、3歳健診については、溝口町の例によるものとする。（別添資料P4）
- 5 母子保健事業のうち、妊婦・乳幼児健康診査については、溝口町の例によるものとする。（別添資料P4）
- 6 母子保健事業のうち、多胎妊婦健康診査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。（別添資料P4）
- 7 母子保健事業のうち、母子手帳の交付については、合併時に新たに定めるものとする。（別添資料P4）
- 8 母子保健事業のうち、視力検査・眼科健診については、溝口町の例を基本にして合併時に新たに定めるものとする。（別添資料P4）
- 9 母子保健事業のうち、育児教室については、岸本町の例によるものとする。（別添資料P5）
- 10 母子保健事業のうち、育児サークルについては、岸本町の例を基本に合併時に一元化する。（別添資料P5）
- 11 母子保健事業のうち、離乳食講習会については、合併時に一元化する。（別添資料P5）
- 12 母子保健事業のうち、母子保健計画関係組織は、合併時に一元化する。（別添資料P6）
- 13 母子保健事業のうち、児童虐待予防関係組織は、合併時に一元化する。（別添資料P6）
- 14 母子保健事業のうち、新生児訪問については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。（別添資料P6）
- 15 母子保健事業のうち、ブックスタート事業については、溝口町の例によるものとする。（別添資料P6）

- 16 母子保健事業のうち、歯科保健センター委託業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。(別添資料P7)
- 17 母子保健事業のうち、6歳臼歯むし歯予防教室については、溝口町の例を基本に合併時に新たに定めるものとする。(別添資料P7)

平成15年12月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

報告第4号

協議項目 25-21 各種事務事業の取扱い（障害者福祉事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-21 各種事務事業の取扱い（障害者福祉事業）については、次のとおり調整する。

- 1 障害者福祉事業のうち、心身障害者扶養共済掛金補助金については、岸本町の例によるものとする。（別添資料P8）
- 2 障害者福祉事業のうち、障害児（者）家族支援事業については、岸本町の例によるものとする。（別添資料P8）
- 3 障害者福祉事業のうち、精神障害者ホームヘルプサービス事業については、岸本町の例によるものとする。（別添資料P9）
- 4 障害者福祉事業のうち、障害者施策推進委員会については、合併後に新たに定めるものとする。（別添資料P9）

平成15年12月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議第1号

協議項目 13 広域行政の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 13 広域行政の取扱いについては、次のとおり調整する。

- 1 新町発足の日の前日をもって加入団体から脱退し、新町において新町発足の日新たに加入する。

ただし、南部箕蚊屋広域連合、南部土地開発公社、西伯町ほか2ヶ町清掃施設組合、日野病院組合については、別途調整方法を提出する。

平成15年12月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議第2号

協議項目 14 公共的団体の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 14 公共的団体の取扱いについては、次のとおり調整する。

- 1 公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。
 - (1) 共通の目的を持った団体は、できる限り新町発足時に統合できるよう調整に努める。
 - (2) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

平成15年12月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議第3号

協議項目 25 - 6 各種事務事業の取り扱い(出納業務)について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 6 各種事務事業の取り扱い(出納業務)については、次のとおり調整する。

- 1 出納業務のうち、指定金融機関等指定事務については、岸本町の例により合併時に一元化する。

平成15年12月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議第4号

平成15年度 岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第2号)

平成15年度岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は変更することなく、歳出予算の款項目について補正する。

2 歳入歳出予算の補正の款項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別紙「平成15年度岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第2号)」による。

平成15年12月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

平成15年度 岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第2号)

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	予 算 現 額				説 明	
			補正前 予算額	補 正 予算額	計	節		
						区 分		金額
1	負担金		27,704	0	27,704			
	1	負担金	27,704	0	27,704			
		1	負担金	27,704	0	27,704		
2	諸収入	1	諸収入	1	0	1		
		計	27,705	0	27,705			

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	予 算 現 額				説 明	
			補正前 予算額	補 正 予算額	計	節		
						区 分		金額
1	事業運営費		27,621		27,621			
	1	会議費	3,532		3,532			
		1	会議費	3,532		3,532		
	2	事務局費	14,414	110	14,304			
		1	事務局費	300	110	190	15 工事請負費 110	電気・電話配線工事 110
	3	事業推進費	9,675	110	9,785			
		1	事業推進費	100	110	210	8 報償費 110	新町名称入選賞品 110
2	予備費	1	予備費	84		84		
		計	27,705		27,705			

提案第 1 号

協議項目 8 条例、規則等の取扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 8 条例、規則等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 基本方針

条例、規則等については、各種事務事業等の調整内容に基づいて統一を図り、施行方針の区分に従い、整備するものとする。

2 施行方針

区分	内容	時期	施行者	摘要
即時	1 法定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもので、町政執行上空白期間の許されないもの 2 新町の組織及びその運営又は職員等の勤務条件に関するもの、町民の権利、利益の保護又は権利の制限若しくは義務に課すため、空白期間が許されないもの 3 公の施設等の設置・管理に関するもの 4 その他合併協議会において新町発足時に統合することとされた事項に関するもの	新町発足の日	新町の町長職務執行者	条例は専決処分等新町発足後最初の議会に報告。その他は新町発足日に職務執行者が決裁し、施行する
漸次	1 新町発足時には施行させないが、その後、新町での政策判断により事務事業を全町に適用させるもの 2 合併協議会において新町において調整することとされたもの 3 議員のみに提出権があるようなもの	議会設立後順次	町長	条例については議会の審議を経て、その他については所定の手続きを経て公布・施行
暫定	1 両町の制度に差異があり、新町発足時には統一が困難で、統一案を決定後、議会に提案する予定のもの 2 新町発足後には当該事務は行わないが、旧町において実施した事務に関する整理等を行う事項に関するもの	新町発足の日	新町の町長職務執行者	○可能な限り、即時施行を原則とする ○旧町に施行されていた例規を新町の例規として引き続き施行させる必要のあるもの ○暫定施行する条例等は告示
廃止	新町において不要なもの	新町発足の前日	手続きを必要としない	

平成15年12月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

提案第 2 号

協議項目 9 議員定数及び任期の取扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 9 議員定数及び任期等の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定(在任特例)を適用し、合併前の2町の議会議員全員が平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任するものとする。
- 2 在任特例期間終了後の新町の議会議員の定数は16名とし、選挙区は設置しない。

平成15年12月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝